

衆議院 予算委員會 議 録 第 八 号

令和四年二月二日(水曜日)

午前八時五十七分開議

出席委員

委員長 根本 匠君

理事 今枝宗一郎君

理事 谷 公一君

理事 葉梨 康弘君

理事 重徳 和彦君

理事 稲津 久君

理事 青山 周平君

理事 秋本 真利君

理事 石破 茂君

理事 岩屋 毅君

理事 奥野 信亮君

理事 金田 勝年君

理事 北村 誠吾君

理事 小森 卓郎君

理事 笹川 博義君

理事 鈴木 英敬君

理事 土屋 品子君

理事 平沢 勝栄君

理事 古屋 圭司君

理事 宮崎 政久君

理事 鷺尾英一郎君

理事 荒井 優君

理事 江田 憲司君

理事 落合 貴之君

理事 源馬謙太郎君

理事 階 猛君

理事 徳永 久志君

理事 本庄 知史君

理事 湯原 俊二君

理事 池下 卓君

理事 岩谷 良平君

理事 堀場 幸子君

島尻安伊子君

西村 康稔君

大串 博志君

浦野 靖人君

秋葉 賢也君

伊藤 達也君

今村 雅弘君

衛藤征士郎君

加藤 勝信君

亀岡 偉民君

小林 茂樹君

後藤田正純君

下村 博文君

武井 俊輔君

中谷 真一君

古川 康君

堀井 学君

山本 有二君

渡辺 博道君

石川 香織君

奥野総一郎君

城井 崇君

近藤 和也君

堀 かなめ君

長妻 昭君

道下 大樹君

足立 康史君

市村浩一郎君

早坂 敦君

山本 剛正君

吉田とも代君

國重 徹君

中川 宏昌君

瀧野アキコ君

筈井 亮君

緒方林太郎君

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

防衛大臣

国務大臣

(デジタル大臣)

(地方創生担当)

(少子化対策担当)

(国務大臣)

(経済再生担当)

(新しい資本主義担当)

(「新しい」コロナ対策・健康危機管理担当)

(国務大臣)

(デジタル)接種推進担当

財務副大臣

内閣府大臣政務官

政府特別補佐人

(公正取引委員会委員長)

政府参考人

(内閣官房内閣参事官)

政府参考人

(内閣府規制改革推進室次長)

吉岡 秀弥君

伊佐 進一君

奥水 恵一君

吉田久美子君

古川 元久君

宮本 徹君

福島 伸享君

岸田 文雄君

古川 禎久君

林 芳正君

鈴木 俊一君

末松 信介君

後藤 茂之君

金子原二郎君

萩生田光一君

斉藤 鉄夫君

岸 信夫君

福島かれん君

野田 聖子君

山際大志郎君

堀内 詔子君

岡本 三成君

宗清 皇一君

古谷 一之君

川上恭一郎君

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(内閣府地方分権改革推進室長)

政府参考人

(内閣府男女共同参画局長)

政府参考人

(内閣府経済社会総合研究所次長)

政府参考人

(内閣府地方創生推進事務局審議官)

政府参考人

(内閣府子ども・子育て本部統括官)

政府参考人

(公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長)

政府参考人

政府参考人

(総務省自治税務局長)

政府参考人

(法務省民事局長)

笹川 武君

寺崎 秀俊君

林 伴子君

増島 稔君

黒田 昌義君

藤原 朋子君

岩成 博夫君

村上 敬亮君

山本 和徳君

大童 周作君

稲岡 伸哉君

金子 修君

西山 卓爾君

伯井 美徳君

増子 宏君

伊原 和人君

佐原 康之君

濱谷 浩樹君

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

○根本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

この際、階級君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階級君。

○階級委員 立憲民主党の階級です。本日もどうぞよろしく願います。

さて、昨日、高松高裁で、昨年の衆議院総選挙の一票の格差が二・〇八倍になっているというところが違憲状態だという判決が出ました。一票の格差とは、小選挙区ごとに有権者が何人いるかを基準にして考えるわけです。有権者が少ないほど、自分の一票で選挙結果を左右する可能性が高まるために、一票の価値は重くなります。逆に、多いほど一票の価値は軽くなります。ですので、従来から、有権者の数が違い過ぎると投票価値の平等が保たれなくなるとして、これまでも違憲状態という判決が出てきました。

ちなみに、今日、私の隣におられる湯原俊二代議士の地元鳥取県、こちらが全国で最も一票の価値が重い選挙区を抱えている地域です。一方、東京などでは投票価値が軽いということになっています。

こうした一票の格差を是正するために、国勢調査が行われるたびに、都道府県ごとの定数配分が見直されてきました。現在、選挙制度区割り審議会というところで、選挙区を増十減十する案が議論されています。

都市部に議席が集中することがいいのだろうかという問題意識は私もおかねがね持っておりますが、国会で決めたルールに基づく見直しである以上、今回はこれに従うのが筋だと思えます。国会の権威を守るべき衆議院議長がこの見直しに異を唱えるのは、天に唾をするようなものだと思います。むしろ、一票の格差が拡大する背景にある、地方の人口流出と都市部への人口集中、そして、その結果生じる国全体の人口減少という、日本が抱える構造的な問題を解決することに国会は

精力を尽くすべきです。

そのような見地から、今日はまず、デジタル田園都市構想を掲げた岸田総理に、地方の活性化策について伺いたいと思えます。

一つ目のパネルを御覧ください。

こちらは、被災三県の年齢別の転入転出超過数、日本人の転入転出超過数を見たものです。要は、人口の社会減少、これを示すものであります。

震災後の十一年間で、被災三県では、年平均一万二千三百七十二人の減少、累計では十三万六千九百人の減少、そのうち八五％が二十四歳以下の若者です。ちなみに、六十五歳以上は、このグラフで見ると横ばいですが、当然ながら、亡くなる方がたくさんいらっしゃり、自然減少となつています。二十五歳から六十四歳の現役世代は、復興事業がピークアウトした二〇一六年以降、マイナスが続いています。

被災地では、復興事業によって道路や防潮堤、公共施設などのインフラ整備が進みましたが、そこに住む人がいなくなれば宝の持ち腐れです。今こそ、被災地では、人が生まれ育ち、学び、活躍するための官民からの人への投資が重要だと考えます。

総理も施政方針演説で人への投資について述べられました。総理の考える人への投資とは何なのか、その定義を教えてください。

○岸田内閣総理大臣 委員御指摘のように、地方の活性化という観点からも、人への投資というのは大変重要だと思えます。

そして、人への投資の定義とは何かということですが、これはまさに、御説明申し上げている、経済モデルの中での人への投資の位置づけ、これが示しているんだと思っております。人への投資、我が国において、諸外国と比べて低くどまり、また低下傾向にあります。その中にあって、賃上げもコストではなく未来への投資だということ、人への投資の重要性を申し上げていきます。人への投資を通じて、成長の果実をしっかりと

分配することによって新たな需要を生み、次の成長につなげていく、こうした全体の流れの中で、人への投資、大変重要だということを示し上げておきます。

私の言っている人への投資は、こうした経済のシステムの中で、好循環を生み出すために必要な要素として申し上げているところであります。

○階級委員 人への投資が何を指すのか、そして人への投資の外延は何なのか、全くはつきりしません。

ところが、総理は施政方針演説で、この人への投資を早期に少なくとも倍増するということを示されているわけです。倍増するとおっしゃっているんだったら、今現在幾らなのか、それを答えたいだけですか。

○岸田内閣総理大臣 人への投資、これは、今申し上げたように、経済の循環の中で、労働の移動あるいは人材育成、そういった観点から投入される政府としての取組でありますので、数量的にこれを幾らなのかと申し上げることは、それは不可能であると思っております。それを成果として、所得を引き上げようという形で、人への投資を目に見える形にしようということを示し上げていくわけでありませぬ。

是非、この人への投資の重要性、先ほど申し上げたように、成長の果実を分配していく、その際に、人への投資、これは、コストではなくして次の成長につながるものであると位置づけ投資を行う、そして、一つの目に見える形として、所得という形で示す、そういったことを申し上げていくわけでありませぬ。

○階級委員 私の質問はデジタルに聞いているんですよ。アナログで答えないでください。

人への投資を早期に倍増とおっしゃっているわけだから、当然今の金額を把握した上で、これでは足りないから倍増と言っているに違いないですよ。だったら、今の数字が幾らか、簡単に答えられるはずですよ。

○岸田内閣総理大臣 冒頭申し上げたように、諸

外国に比べて我が国の人への投資が少ないと申し上げたわけですが、これは、具体的にはオフトの研修費用など、企業におけるこうした費用が諸外国に比べて低くなっている、そしてそれが低下傾向にある、そういったことを問題意識として挙げています。ですから、オフトの研修費用等の数字、これは調べれば示すことができると思えます。

今手元に、にわかはこの数字までは持っておりませんが、この数字等において我が国の人への投資がどういう状況にあるのか、こういったことはお示しできると思っています。

○階級委員 驚きました。総理が施政方針演説で倍増とおっしゃったから私は聞いていたわけですが、これは基本的なこと、ここから話を始めようということでは私には聞きたくありません。話が始められない。どういふことなんですか。施政方針演説というものは、そんなにいいかげんなものなんですか。私はちよつとあきれませぬ。全くこれじゃ話になりませぬ。

人への投資、今幾らなのか、そして、これをいつまでに倍増するのか、これを早急に、資料を提出していただいただけませんか。お約束いただけますか。

○岸田内閣総理大臣 人への投資が幾らなのか、先ほど言った数字もありません。また、施策の中で、人への投資の施策パッケージ、三年間で四千億の施策パッケージ等を用意している、こういった数字を示して、現状について、そしてこれからについてお示しすることはできると思っています。そういったことをしっかりと示した上で、具体的な賃金の引上げ等の成果につなげていきたいと思います。

それをいつまでに行けるのかという質問であります。これは、まず、今年から、先ほど申し上げた方針によって第一歩を踏むことによつて、是非近いうちにこれを実現するべく、あらゆる施策を動員していきたいと考えております。

○階級委員 これは議論の出発点なので、人への投

資の予算、さきの補正予算でも、私、ここで質問しました。四千億のパッケージの話もしました。そして、今回の本予算でも人への投資に関わる部分がやはり一千億ぐらいい入っていると思います。これを、現状、今、人への投資が幾らで、将来的に一千億、一千億、どこまで伸ばしていくのか。これを把握することは予算審議において非常に重要な問題です。

是非、早期にということも、できればデジタルに、いつまでということも答えてほしいんですが、少なくとも、大前提、人への投資、総理が考えている人への投資の定義はこうなっていて、そこに今だけお金が投じられているのか、ここは早急に明らかにしていただきたい。このことはまずお約束いただいでいいですね。

岸田内閣総理大臣 先ほどから申し上げているような様々な数値については、しっかりと整理をして報告をさせていただきます。

○階委員 それでは、理事会の方に提出を求めます。よろしくお願ひします。

○根本委員長 じゃ、理事会で協議を含めて対応したいと思ひます。

○階委員 それでは、ちょっと私は当てが外れたところなんです、次に、地方金融機関の問題についてお話をしたいと思ひます。

被災地に限らず、地方経済の維持発展のために、中小企業等に運転資金や設備資金を供給する地域金融機関の役割は極めて重要だと考えます。これは資料を見てください。

ところが、日銀が異次元の金融緩和を始めた二〇一三年以降、地銀さんや信金さんの貸出残高は増えてはいるものの、業務粗利益、すなわち、融資など、資金を運用することによって得られた利益はじわじわ減少しているんですね。地域金融機関の経営が悪化しているということなんです。

その一因となったのが、日銀が短期の政策金利をマイナスにし、十年の長期金利をゼロ前後にするイールドカーブコントロールというものを

延々と続けていることだと私は理解しています。このことを、日銀総裁、お認めになるかどうか、端的に結論だけお答えください。

○黒田参考人 この低金利環境というものが地域金融機関経営に様々な経路で影響を及ぼしていることは事実であります。

まず、積極的な金融緩和の下で、我が国経済は緩やかな景気拡大を続けてまいりました。これにより、前向きな資金需要の喚起や与信費用の減少等を通じて地域金融機関の収益にプラスの影響を及ぼしたと考えられます。

一方で、低金利環境の長期化に加え、地域の人口減少などの構造要因から、地域金融機関の基礎的な収益力は低下傾向を続けてきたことは事実であります。日本銀行としては、地域金融機関の経営動向や金融仲介機能の状況について今後とも注意深く点検してまいります。

○階委員 私の質問はシンプルで、今、地域金融機関の利益が減ってきている、その一因となつていっている日銀の異次元の金融緩和ではないか、こういうことを聞いているわけですか。それを認めるか認めないか、そこだけお答えください。

○黒田参考人 先ほどお答えいたしましたとおり、低金利環境が地域金融機関経営に様々な経路で影響を及ぼしていることは事実であります。先ほど申し上げたように、こうした積極的な金融緩和の下で、地域金融機関の収益にプラスの影響も及ぼしているわけもございます。一概に……(階委員)いや、だから、トータルで聞いているんです(と)呼ぶ、トータルでも……(階委員)認めないのか(と)呼ぶ、認めません。

○階委員 驚きました。皆さん、聞きましたか。二年で物価安定目標二%を達成すると言つて、九年間もだらだらだら金融緩和、マイナス金利、長期ゼロ%。この結果、地方の金融機関は経営統合、リストラに追い込まれているんですよ。その責任を認めない。あなたは本当に中央銀行の総裁としてふさわしいんですか。今の答弁を聞いてあきれました。これは非常に重要な

答弁だと思ひます。

しかも、日銀が極めて悪質だと思うのは、自らこのように地域金融機関の経営を悪化させておきながら、合併、統合したり、人件費や店舗の費用を削減したりすることを間接的に促す仕組みを導入していることなんです。

総理に伺いますけれども、地域金融機関の統合再編は地方経済の維持や発展のために必要だと思ひますか。お答えください。

岸田内閣総理大臣 地域経済の維持発展のために事業者の身近な支え手である地域金融機関が一層貢献していくこと、これは期待されることである。そして、地域金融機関、今、厳しい経営環境が続く中で、地域経済に引き続き貢献するため、経営改革を進め、経営基盤の強化に取り組みすることが求められています。

そして、御指摘の金融機関の統合再編ですが、これは経営判断に属するものであると考えますが、こうした経営改革についての一つの選択肢ではありますが、ただ、これは地域経済への貢献につながるということが重要であると認識をしております。是非、地域経済の成長につながるよう地域金融機関による事業者支援を促していく、こうした環境をつくっていくかなければならないと考えております。

○階委員 私は総理と同じ日本長期信用銀行の出身なんです。その日本長期信用銀行、国有化されて、今、新生銀行に変わりましたけれども、今度二月八日に臨時の株主総会が開かれます。SBIの傘下に入るといふことで、役員も一新されて、そして、今度は地方金融機関の皆さんと同じグループに入るといふことで、これは非常に、私も古き時代を知っている者にとつてはかななりイパクトのあることなんです。しかも、今総理というお立場で、公的資金を新生銀行には注入されていますよね。経営の行方は大変関心を持たれていると思つておりますけれども、そうした、地域金融機関がこれから地域に貢献していく上で、新生銀行のように、まあ、SBI

に言わせれば、地方銀行の中央金融機関として役割を担つてほしいというようなことが報道でも伝わっていますけれども、こうした、これからの金融の在り方、新生銀行の経営の在り方、どのようにお考えになるか、御所見をお願ひできますでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 当然のことながら、個別のこうした取組について私の立場から論評をすることは、これは控えなければならぬと考えておりますが、いずれにせよ、先ほど来の議論の中で、地域金融機関というのは地方経済において大変重要な役割を果たしている、そして、事業者の支え手として重要な役割を果たしている、そういった役割をしっかりと果たしてもらえ、環境整備に努めていかなければならないとは考えます。

是非、地方金融機関の意義あるいは存在の大きさ、こういったものにはしっかりと頭を巡らせながら政策を考えていくことは重要であると考えます。

○階委員 合併再編ありきじゃないということはいくぶん伝わりましたが、是非、これから、それほど厳しい経営環境に日銀によつて追い込まれている地域金融機関の今の状況というものもしっかり把握した上で、金融の方にも、まあ、元々そちらの出身ですから、私も一緒に頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

さて、地方社会の維持発展のためには、一次産業も極めて重要です。特に、米作りは重要だと考えております。

前回、一月二十八日でしたか、近藤和也委員の質疑で、米の価格下落を避けるためには、市場にだぶついているお米を政府備蓄米として買った方がいいんじゃないかという質問を近藤さんがされました。それに対して農水大臣の方から、政府備蓄米は、不測の事態に備えて一定量の国産米を保有することを目的としているので、そういうこととはできないという答弁でした。

しかしながら、コロナ禍や気候変動で、海外から穀物の輸入が困難となる事態も想定されます。

第一類第十四号 予算委員会議録第八号 令和四年二月二日

中国などは、そういうことも想定して穀物の買入れを増やしているようです。加えて、今回、トンガの海底火山の千年に一度とも言われる噴火が起きました。過去には、そういう火山の噴火によって大冷害になった、そういうときもありました。まさに今、不測の事態に備えるべきではないでしょうか。

政府備蓄米を増やすべき状況だと思いますが、総理の所見をお願いします。  
○岸田内閣総理大臣 様々な不測の事態に備えていかなければならない、こういった問題意識はおっしゃるとおりだと思います。

その中で、政府備蓄米の在り方、これをどうするのか。これについては、これは様々な要素が絡みます。法律もあります。その中で考えていくべき課題ではないかと思っております。

○階委員 総理、デジタル田園都市構想とおっしゃるわけですが、正直言って、今、お米を作っても赤字です。そして、お米を作るのを諦めざるを得ないという農家さんがたくさんいます。そのままでは、田園なき、ただのデジタル過疎地、そういうふうになりかねません。

本当にデジタル田園都市、これをつくりたいのであれば、田園を守るための方策、これを総理が積極的にやるべきでしょう。田園を守るために何をやるか、おっしゃってください。

○岸田内閣総理大臣 まず、地方においては、大きな存在であります農林水産業、多様な農林水産業が地域経済を支えている、そして、輸出促進やスマート化など、農林水産業の成長のための投資と改革、これを更に進めて、国際競争やあるいは災害にも負けない足腰の強い農林水産業を構築していくかなければならないと認識しておりますが、御質問の、田園をつくるためにはどういうふうに考えているか、こういったことについては、こうした農業を支えるということと併せて、地方への大きな人の流れ、これもデジタルを通じてしっかりとつくっていく、こういった取組も重要であると思っております。

農村地域に移住する、あるいは二地域居住する、こうしたことによつて、新しい人材がデジタル技術も活用しつつ農業に参加をする、農業と他の仕事を組み合わせた、いわゆる半農半Xと言われるような働き方、これを実現していくとか、農村景観などの農村の多様な地域資源、これを活用して、例えば農泊といったような新しい事業を創設する、こうしたことにつなげていく。こうしたことによつて、具体的に、農村がそれぞれの個性を生かして活力を取り戻していく、こうしたことにつなげるのではないかと思います。

こうしたデジタルを活用した取組を進める、デジタル田園都市構想の一つの取組として重要であると認識をしております。こうした活用もしつつ進めることによつて、地方、おっしゃるよう田園都市としてしっかりと個性豊かな発展につなげていきたいと考えております。

○階委員 端的にお答えください。  
総理は、これからも地方の田園を守っていく、その覚悟はおありかどうか、お答えください。  
○岸田内閣総理大臣 当然のことであります。だからこそ、この今の時代に合った地方創生、地方の活力、こうしたものを考えなければならぬということ、一つの提案をさせていただき、多くの皆さんの議論に供させていただいているということであります。

○階委員 是非、地方でお米を作っている農家の皆さんは大変な状況ですから、総理のリーダーシップでこうした農家を助けてあげてください。さて、もう一つ、私が地方の活性化にとつて必要だと思ふのは、地方でこそ、イノベーションをつくれる最先端の研究開発拠点が重要ではないかというふうに思ふんですね。

ところが、昨日、私から言わせると、それと逆行するよう動きがあったと思ひます。総理が議長である総合科学技術・イノベーション会議で承認された資料から、今お見せしているものは抜粋したものです。これによると、国際卓越研究大学、仮称ですけれども、これに選ば

には、世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学である必要があるそうです。この要件を満たす大学、これは地方には存在しないというふうに考えていますでしょうか。総理、お願いします。

○岸田内閣総理大臣 もちろん、最先端のこの取組については、地方の大学も含めてしっかりと評価し、支援を行っていくかなければならないと思っております。

御指摘の総合科学技術・イノベーション会議におけるパッケージ、御指摘いただいたパッケージでありますが、これは、こうした大学改革に加え、地域の中核大学、あるいは特定分野に強みを持つ大学、それぞれの強みを十分に發揮し、社会変革を牽引していくべきである、こうしたことを決定していると思ひます。

その紙の中にその部分が入っているかどうか分かりませんが、これは、パッケージの中に、今申し上げた地域の中核大学、特定分野に強みを持つ大学、これに対してもしっかりと支援をしていく、これは会議の中で確認し、私も出席して確認しておりますので、これは間違いないところであると考えております。(発言する者あり)

○階委員 今、別の仕組みですという声もありましたけれども、私もそのように事務方から聞いています。この資料の一番下のところに、大学ファンドからの助成というのがありますね。

今回、大学ファンドというのは十兆円の規模です。今回の本予算の財政投融资の予算の方で約五兆円くらいが手当てされて、前回までの分と合わせて、これでトータル十兆円になるわけです。十兆円を運用して、年間三千億円もの運用益を上げて、これを教校に配分するというふうに言っていました。教校、具体的には何校くらいで、それを割り算すると一校当たり幾らくらいになるのか、文科大臣、お答えいただけますか。  
○末松国務大臣 先生お尋ねになったお話ですけれども、昨日、会議でいろいろ話がありました

けれども、地方については、今総理が答弁されたおりの声が識者からも上がってございまして、御報告申し上げます。

金額だけ申し上げたらよろしいでしょうか。  
(階委員「はい」と呼ぶ) 数百億程度を考えております。(階委員「何校くらい」と呼ぶ) 教校ということでありまして、教校は教校でございます。

○階委員 教校ですから、さすがに七、八というよりはもう少しと低くて、せいぜい五、六校だと思ひます。そうすると、仮に六校だとしても、三千割る六で、一校当たり五百億もの巨額の資金が毎年毎年流れるということになるわけですね。

そこが、そういうお金を毎年消化できる大学として、やはり巨大な大学であり、そういう大学は地方には余りないんですね。やはり、東京などの都市部にこういうお金が投じられると、ますます東京に地方の若い優秀な人材が集まってくる。これはやはり地方活性化とは逆行するような気がします。

そこで、私は思うんですが、毎年五百億もの資金を供給するのであれば、地方の、大学とは限らず、最先端の研究開発プロジェクトにこのお金を投じてもいいんじゃないか。その見地から、今日は鈴木財務大臣、私と同じ若手なので、是非お聞きしたいと思ふんです。

震災の前から、岩手を始めとした北東北の方では国際リニアコライダーの誘致を進めてきましたけれども、どうしても財務省が反対して、これは一歩も前に進んでいないんです。今回、これだけの規模の大学ファンドをつくって、毎年毎年三千億もの巨額の運用益を生み出すのであれば、国際リニアコライダーは、毎年四百億円、この金額があれば造っていただけるわけです。

これは財務大臣として進めていただけないでしょうか。お願いします。  
○鈴木財務大臣 国際リニアコライダーを誘致する、日本にホストするということにつきましては、階先生とともに、超党派の議員連盟ですと携わってきたこととさせていただきます。

しかし、これは一義的に文部科学省の所掌範囲でありまして、私が財務大臣という立場でこれに對して何かするというと、のりを越えることになつてしまふと思ひます。

そういうことでございますが、何と言つたらいいんでしょうか、公務と政務という言い方はおかしいわけですが、財務大臣という立場でなく、地方、岩手選出の国会議員として、しっかりと、これからのこの誘致に向けて取り組んでまいりたいと思つております。

○階委員 私、地元だけ利益をもちたらいと思つて政治家をやつてゐるわけじゃないんです、こういう話というのは、今回、福島でも、国際教育研究拠点を設けて、復興のみならず、これは世界の課題解決にも貢献する、これも施政方針演説で総理がおっしゃつたことです。

こういう拠点を福島や岩手や全国津々浦々に設けて、そのためにこの十兆円ファンドというのを使つてもいいんじゃないでしょうか。総理のお考えをお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣 まず、地方発で新たな産業を創出する、また日本の成長のエネルギーをしっかりとつくりつていく、こうしたことにおいて、最先端の研究開発拠点、これは重要な要素であると認識をしております。

そして、先ほど来大学の議論が続いていますが、地方における大学等を中核として産学官の連携による研究開発拠点を構築する、このことによつて地域の活性化につなげていく、こうした考え方、仕組み、これは大変重要なことだと思ひます。

具体的には、大学ファンドを始め、様々な具体的な仕掛けをどう使うか、そして、それが地方における大学を中核とする産学官連携の研究開発拠点につながる、こうした取組をしつかり進めていければと期待をしております。

○階委員 地方大学の支援の話、私も聞いていますけれども、全然支援の規模が違うんですね。それでは、格差が広がる一方ではないか、地方の活

性化にはつながらないんじゃないか。ただでさえ東京一極集中、大都市集中が進んでいる中、その流れを変えるためには、地方にこそこうした大規模な研究開発拠点を設けるべきではないか、そのように考えますので、是非御検討をお願いいたします。

さて、残された時間ですけれども、前回の続きで、公文書改ざん事件に関する国賠訴訟、これは赤木さんが起こした国家賠償請求訴訟ですけれども、これについて、請求を認諾しました、国は、

ところが、一億一千万、赤木さんに払う、そのお金は我々の税金で払う。そのお金を、本来であれば、責任がある佐川元理財局長に求償すべきなのにかというのを前回伺つたときに、鈴木財務大臣からは、故意又は重大な過失がないかのようなお話をありました。

明らかに、改ざんというのは故意がある。これはパネルを御覧になつてください。これは、左側に、赤木さんの裁判の訴状に書かれていた請求の原因です。そして、右側に、今回国が請求を認諾するに至つた理由などが書かれていますけれども、「第一 事実の概要については」

ところで、左側に書かれてあるようなことをほぼ認めているというのが、左、右、対応し見れば分かるかと思ひます。ということとは、やはり国とすることを認めているわけですね。

だとすれば、改ざん指示、過失、しかも軽過失ということはあるにないわけ、故意はあり得ないわけですね、改ざんを指示するというのは、だとなれば当然求償すべきだと思ひますが、この点についてもう一度お尋ねします。

○鈴木財務大臣 求償権のお話でございます。今回の認諾いたしました訴訟は、まずは、損害賠償請求であつたということでございます。そして、国家賠償法におきましては、国が支払つた賠償金について、職員に故意又は重大な過失があつたときは職員個人に求償することができると規定

されております。

今回の訴訟において、赤木さんが当時、森友学園案件に係る様々な業務に忙殺をされ、本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め厳しい業務状況に置かれる中、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかつたこと、このことについて、国として責任を認め、認諾をしたものであります。

赤木さんにつきましては、国といたしましては、赤木さんを含む森友学園案件に関わる職員の業務負担を軽減すべく、人員の追加配置でありましたか業務配分の見直し等を行つたほかにも、赤木さんの休職後におきましても、リハビリ出勤を開始するなど復帰に向けた配慮に努め、また、決算文書改ざんにつきましては、赤木さんを含む近畿財務局職員との間で相談がなされまして、結論として、赤木さんを含む統括国有財産管理官の配下の職員の方々にはこれ以上作業に關与させない

されたところでございます。当時、業務負担の軽減等の対応がなされたということを申し上げたところでございます。

以上を踏まえますと、国として安全配慮義務を十分尽くせなかつたといつたとしても、重大な過失があるとは考へておらないところでございます。求償権を有するとは考へていないところでございます。

○階委員 改ざんの指示が亡くなつた理由の一つではあるということとは、きちつと書面に書いていますよね。これはお認めになりますよね。改ざんの指示が自殺された理由の一つだということとはきちつと書いていますから、これはお認めになられますよね。

○鈴木財務大臣 決裁文書の改ざん等の一連の問題行為につきましては、佐川元理財局長が方向性を決定づけ、近畿財務局の職員の抵抗にもかかわらず、本省理財局の指示により行われたものであつること、それから、赤木さんの自死につきましても、赤木さんが当時、様々な業務に忙殺され、御自身も強く反発された本省からの決裁文書改ざん

指示への対応を含め厳しい業務状況に置かれる中、病氣休職、さらには自死に至つたものであることといつた事実関係の大筋につきましては、国として争うべき点はないと考へております。

○階委員 指示という言葉をあえて使わず、方向性を決定づけたなんてごまかしてはいますけれども、次を見てください。

これ、赤木ファイル、国がようやく、引き延ばしに引き延ばし、国会にも出さなかつた赤木ファイル、ようやく出してきた赤木ファイルに何と書いてあつたか。右側が、その赤木ファイルにあつた赤木さん宛ての理財局の方からのメールの写しです。この下の方に、一局長からの指示により、調書につきましては、現在までの国会答弁を踏まえた上で、作成するよう直接指示がありました。

指示、指示、二回出てきていますよ。指示があつたわけでしょう。指示は故意でしかあり得ないでしょう。これは認めてください。

○鈴木財務大臣 正確を期すために、紙を読ませていただきたいと思います。

財務省の調査報告書におきましては、一連の問題行為は本省理財局の指示により行われたものと認定しており、また、理財局長が方向性を決定づけ、その下で理財局の総務課長が関係者に方針を伝達したものと認定しているとおりであります。今回特定されたファイルと調査報告書の内容に実質的な違いがあるとは考へておりません。

○階委員 調査報告書、これはこのパネルの左側にありますけれども、念押しがあつたというような、これもまた曖昧な書き方ですね。ちゃんと赤木ファイルには動かぬ証拠が書いていますよ。そして、訴状に書いてもあつたわけですよ。

訴状に書いたことを皆さん認めたわけでしょう。認諾して、争わないで、裁判をこれ以上長引かせたくないということで認めたわけでしょう。だつたら、故意の指示があつたんだから、それだつたら、求償していただきたい。結論だけ。

○鈴木国務大臣 冒頭申し上げましたとおり、今回のこの裁判は損害賠償裁判でございまして、そこで争われていたのは、安全配慮義務がしっかりなされてきたかどうかということであると理解をしております。

国として安全配慮義務を十分尽くせなかったとしても、先ほど申し上げましたとおり、様々、赤木さんに対する配慮はしたところでございまして、重大な過失があるとは考えておりません。

○階委員 いや、全く納得がいきません。最後に、赤木さんの名譽のために、この一つ前のパネル、「請求の原因」のところで、本件訴訟の目的とということが書かれてあります。

赤木さんは、お金のためにこの訴訟をやったわけではありません。

目的は三つ。なぜ亡き俊夫が本件自殺に追い込まれなければならなかったのか、その原因と結果を明らかにする。第二に、行政上層部の保身と付度を目的とした軽率な判断や指示によって、現場の職員が苦しみ自殺することが二度とないようにする。第三に、亡き俊夫の遺志に基づき、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果、どのようなような改ざんが行われたのかについて、公的な場で説明する。

この三つの目的、これを果たしてもらわなければ、この請求が認諾される意味はありません。是非、この点について、改めて証人喚問、そして第三者委員会による再調査を求め、質問を終わります。

○重徳委員 立憲民主党の重徳和彦です。本日、サポーター役で、本庄知事議員に手伝っていたとあります。柏市、我孫子市の皆さんから選出いただいている議員でございまして、よろしくお願いたします。

さて、総理、昨日、コロナの新規感染者数は八

万人を超え、重症者数は八百四十人、そして死者が七十人という数となっております。先ほど長妻委員からもありましたが、昨年九月八日、第五波のときのピーク、それが八十九人でありました。かなりそこに迫る数のおおくなりになる方が出てきたということ強く認識すべきだと思います。

強い危機感を持って、そして、更にこれから、重症者や死者のピークが遅れてやってくる、そういう見立てもございまして。危機管理上、常に最悪の事態を想定すると言われる岸田総理の、その思いのとおりの方針を担っていただく必要があると思えます。

総理は、年頭の記者会見などでこうおっしゃっています。陽性判明の当日ないし翌日に連絡を取り、健康観察や訪問診療を始め体制を取りまして、自宅療養者のごとですね、自宅療養の。そして、療養開始の翌日までにパルスオキシメーターをお届けするとともに、診断の当日ないし翌日に経口薬を投与できる体制を確立します、こうおっしゃってしまいましたが、現在、自宅療養をされている方々に対して、この体制は確立されていますか。

○岸田内閣総理大臣 おっしゃるように、軽症の自宅療養者の方々の増加に対してしっかりと対応しなければいけないということで、健康観察を始め、地域の医療の対応体制、これを構築してきたわけですが、

現在どういう状況にあるかという御質問であります。これは、今、短期間で感染者が増加したことによって、保健所等からの電話になかなか応答していただけないケースがある、逆に、先方からの電話がつかりにくくなっている等、電話連絡に日数がかかっている、こういったケースがあるということも承知しております。

そういったことから、回線の増加等、様々な取組を国としても支援をさせていただきながら、連絡体制の円滑化に努めているというのが現状であると認識しております。

○重徳委員 今おっしゃることは、連絡を取って

いるんだけれども連絡がつかないんだ、それは回線が足りないんだとかいう話なんです、そもそも、この自宅療養に対する体制、それは別に電話連絡ができる体制のことだけじゃないと思うんです。全体に見て、それは十分足りているんですか。総理大臣として今年の初めからずっとおっしゃって来た、体制を確立しますと。それに足りていないことがたくさんあるんじゃないですか。

○岸田内閣総理大臣 自宅療養の体制については、健康観察、パルスオキシメーターの配付、あるいは経口薬へのアクセス、こうした体制を保健所を通らずともしっかりと構築していく、こうした方針で取り組んでまいりました。そして、対応していただく地方の医療機関についても、一・六万、十一月の全体像に基づく計画を三割上回る、こういった数を確保したところであります。

こうした体制をいかに起動させるか、機能させていくのか、これが重要だと思っております。連絡体制のみならず、全体がしっかりと機能していく、こうしたことを確認し、自治体とも協力を進めたいと考えております。

○重徳委員 私が聞きたいのは、今おっしゃったこと、それは全部整えることが目標ですよ、だけれども、それをちゃんと機能させることが重要とか、それを確認するとおっしゃっていますが、その確認ができていないかということを確認させていただきます。

○後藤国務大臣 体制整備については、今総理からお話がありましたように、全体像で、自宅の療養体制、宿泊療養体制も含めて、重篤な方たちの入院との関係も含めて、全体で体制を整えているわけでありまして、今、足下のことから言いますと、オミクロン株の感染力が極めて高く、短期間で感染者が増している中で、電話に回答できない方もあって、接触に、翌日までにできない方がいるということも認識しております。

そのために、今自治体とも至急、個別に協議しながら、例えば、フオーアップセンターの設置

だとか、あるいは電話の増設だとか、様々な助言、そしてまた、地方創生臨時交付金等の支援によつて財政的にも支援をしながら、今その確認に基づいて対応をしっかりと行っているということもございまして。

○重徳委員 厚労大臣から、現時点で要するに様々なことができていないことがあるということをお認めになりました。今、本当に急速に感染が拡大していることは誰もが認める事実でありますので、この現状認識をきちっとしていただくことがスタートラインだと思っております。その点は、全体像がどうというのは去年の終わりの話ですか、それとおろろまいていないということ、これをいわはお認めになったということだと思えます。

そして、もう一つ現状確認をしたい。これは、私がなせここまでこのことにごだわることかといえますと、やはり、最悪の事態、これは、自宅療養の方々に関して言えば、自宅で医療にかかることなく、入院することなく、そのまま自宅でお亡くなりになる、そういう方々が、去年の八月、九月、いわゆる第五波のときに相当数いらっしゃったんじゃないですか。

今月の厚労省の発表によりますと二百二人という数字が出ておりますが、少なくとも二百二人という言い回しで報じられている面もありますが、まず去年の第五波の確認をします。二百二人ですか、それ以上いらっしゃるんですか。

○後藤国務大臣 厚生労働省が道府県を通じまして、八月から九月までの間に自宅療養中に死亡された事例や死後に新型コロナの陽性が判明した事例を調査を行ったところ、二百二件の報告がありました。ただし、八県からまだ報告が来ていないということもあり、少なくとも二百件ということであつて、二百件で全てだということとは言えないと思えます。

また、警察のデータ等もありまして、不審死の検視で発見されたのは、新型コロナウイルス陽性の御遺体のうち自宅等で発見されたというふう